

座間市危険ブロック塀等撤去補助金 Q&A

<手続きについて>

Q：申請書はどこで配布しているのか？

A：市役所（座間市緑ヶ丘1-1-1）4階都市整備課の窓口で配布します。
また、市ホームページからもダウンロードできます。

Q：申請書の提出先は？

A：市役所4階都市整備課となります。なお、郵送やFAXでの受付はできませんので注意してください。

Q：代理人による申し込みはできるのか？

A：書類の提出は、施工業者の代理人でも可能ですが、申請書は本人が記入。押印してください。

Q：申請書類に押す印鑑は認印でよいか？

A：認印で構いませんが、申請書、実績報告書、請求書等すべて同一の印鑑でお願いします。

Q：いつでも申請できるのか？

A：申請受付は先着順です。予算に達した場合は受付終了となります。なお、工事を年度内に完了し実績報告書を年度内に提出できることが必要です。

Q：添付する写真はカラープリンターで印刷したものでもよいか？

A：結構です。A4サイズの3コマ程度入る大きさを印刷してください。複数枚になっても構いませんので、敷地の全景とブロック塀等全体が確認できるように撮影してください。

Q：見積書は誰の名前で出してもらえばいいのか？

A：申請者の名前で見積書を出していただくように施工業者に依頼してください。

<対象工事について>

Q：補助の対象となるブロック塀等とはどんなものか？

A：「点検表」により点検していただき、該当項目が1箇所以上ある場合は補助の対象となります。わからない部分は記入しなくても構いません。

ブロック塀等とは、コンクリートブロック塀、万年塀、石材等を用いて構築したものです。それらに類する門柱も対象にあります。

高さは、道路に面する高さが60cm以上のものです。

Q：一部撤去とは、どこまで壊すことですか？

A：ブロック塀等を道路面からの高さで60cm未満にすることです。

擁壁の上にブロック塀等がある場合には、擁壁の上のブロック塀等を60cm未満にすることです。

Q：補助金の対象者は？

A：ブロック塀等の所有者です。

Q：ブロック塀等が面する道路は、公道ではなく私道でもよいのか？

A：不特定多数の人や車が自由に通行できる状況になっている道路であれば、公道・私道は問いません。特定の住民のみが通行する通路に面する場合は対象外です。

Q：ブロック塀等が道路に面していない部分と一体の場合、補助対象は？

A：道路に面する部分のみが補助の対象となります。一体で工事を行う場合は、工事見積書を分けるか、補助対象部分が判別できるように書類を作成してください。

Q：私企業のブロック塀等は補助対象になるのか？

A：私企業でもブロック塀等の所有者であれば補助の対象となります。

Q：区分所有マンションのブロック塀等は補助対象となるのか？

A：管理組合の集会において、ブロック塀等撤去に関する決議が得られている必要があります。その場合の申請者は管理組合になります。

Q：家の前の道路が「通学路」であるかわからない。

A：申請前に都市整備課へ連絡をしてください。お調べして返答します。

Q：工事を自分で行う場合は補助の対象になるか？

A：補助の対象にありません。

Q：工事が既に終わっている又は開始している場合は補助の対象になるか？

A：補助の対象になりません。

Q：工事はいつからできるのか？

A：市から交付決定の通知を受けた後に工事に着手できます。決定通知前に着手した場合は補助の対象外となります。ご注意ください。

Q：工事の期限はあるか？

A：工事完了後に提出していただく実績報告書の提出期限は年度末日です。期限が過ぎると補助金が支払えなくなりますのでご注意ください。

Q：施工業者は紹介してもらえないのか？

A：市では紹介することができません。お近くの業者か、施工業者の組合等にご相談ください。

<その他>

Q：既設のブロック塀等が危険か市でみてもらえないのか？

A：市では危険性の判断はしていません。ご自身で「チェック表」を利用し判断してください。

なお、有料（約1万円）になりますが、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会座間支部にて「既存ブロック塀状況調査」を行っています。